

---

午後 2時00分開会

○議長（村上幸雄） お疲れさまでございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

このほど、安曇野市議会、麻績村議会及び筑北村議会において、松本広域連合議会議員の交代があり、安曇野市議会からは坂内不二男議員、平林 明議員、猪狩久美子議員、召田義人議員、竹内秀太郎議員の以上5名、麻績村議会からは塚原義昭議員、筑北村議会からは待井安登議員が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

これより令和元年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が3件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げますとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（村上幸雄） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび選出された安曇野市議会、麻績村議会及び筑北村議会選出議員の議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、お手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村上幸雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において4番、平林 明議員、5番、小林あや議員、6番、上條 温議員を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（村上幸雄） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第4 副議長の選挙

○議長（村上幸雄） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会副議長に、召田義人議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました召田義人議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました召田義人議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました召田義人議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました召田義人議員から挨拶があります。

召田義人議員。

○副議長(召田義人) 副議長の就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま松本広域連合議会第15代副議長にご推挙いただき、まことに光栄に存じますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

関係8市村42万人の住民のため、議会の機能を十分発揮できるように、村上議長を補佐し、一生懸命議会運営に努めてまいり所存でございます。

議員各位、連合長を初めとする理事者の皆さんにおかれましても、今まで以上に皆様のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

---

#### 日程第5 常任委員の選任

○議長(村上幸雄) 日程第5、常任委員の選任を行います。

安曇野市議会、麻績村議会及び筑北村議会選出議員の常任委員会につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の常任委員会名簿に記載のとおり指名いたします。

---

#### 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（村上幸雄） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

安曇野市議会選出議員の議会運営委員につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の議会運営委員会名簿に記載のとおり指名いたします。

なお、坂内不二男議員が議会運営委員会副委員長に互選されておりますので、ご報告申し上げます。

---

### 日程第7 議案第1号及び第2号並びに報第1号

○議長（村上幸雄） 日程第7、議案第1号及び第2号並びに報第1号の以上3件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、令和元年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本年7月の第1回臨時会以降、安曇野市、麻績村、筑北村の3市村において議会議員選挙が行われ、これに伴い今議会から7名の皆様方が松本広域連合議会議員に就任されました。新たに就任されました皆様におかれましては、松本地域の更なる発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま全会一致でご推選を受けられ、ここに松本広域連合議会第15代副議長として召田義人議員が選出され、心からお祝いを申し上げます。

召田議員におかれましては、安曇野市議会第7代議長としてご活躍され、高い識見と指導力に大きな期待が寄せられているところでございます。

これまで培われたご経験をもとに、松本広域連合議会の運営を初め、松本地域発展のため、今後一層のご尽力をお願い申し上げます。

さて、議案説明に先立ち、当広域連合を取り巻く状況について若干申し上げます。

今年の秋は残暑が厳しく、例年に比べて季節の進みが遅く感じられた年でしたが、何と申しましても風水害に見舞われた秋でもございました。とりわけ9月5日の台風15号の傷も癒えないうちに、10月12日に襲来した19号は、過去最強と言われる勢力を維持したまま、

実に西日本から東北地方一帯を暴風雨に巻き込み、激しい降雨により各地に甚大な水害をもたらしました。

ご承知のとおり、長野県においては、千曲川の堤防の氾濫や決壊により、流域の広範囲にわたり、住宅はもとより農地、橋梁や道路、鉄道に大きな被害を与え、上下水道や電気などライフラインが大きな被害を受けました。当広域消防局においても風水害の警戒態勢を解除いたしました。千曲川の決壊により、長野市からの応援要請を受け即座に長野県消防相互応援隊を編成し、各種部隊を派遣したところであります。

長野県から東北地方まで非常に広い範囲で多くの方々が犠牲になられ、いまだに大勢の罹災者が厳しい避難生活を余儀なくされており、心からお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧、復興を願ってやみません。

また、10月末の未明に、ご案内のとおり沖縄県の首里城が全焼する火災がございました。首里城跡が世界文化遺産として登録されておりますが、沖縄県民の皆様方にとりましてはかけがえのない存在であることはもちろん、世界的な損失とも言われております。松本地域におきましても、国宝を初め重要文化財など国家遺産であり、かつ地域の象徴ともいえる木造建築物が多く存在することから、防火管理の徹底を初め、火災予防広報による注意喚起など、一層力を注いでまいります。

目下、松本広域消防局におきましては、災害時活動拠点の機能強化と維持を図るため、本部庁舎の外壁補修とあわせ、電源供給設備等の浸水対策を進めております。引き続き災害に強い地域を念頭に、設備等の計画的な更新に努めてまいります。加えて第2次常備消防力整備に係る中長期構想の具現化に向け、本年度実施している基礎調査と並行して、通信指令システムの更新計画の検討を進めております。詳細につきましては、今議会の消防委員協議会において報告を申し上げることにしております。

続きまして、松本地域における広域観光事業について申し上げます。

去る9月14日に、松本地域への誘客キャンペーンの一環として、F D A松本神戸線の就航に先立ち、ノエビアスタジアム神戸で開催されましたJリーグ松本山雅F Cアウエー戦ヴィッセル神戸戦におきまして、松本広域観光P Rキャラバンを実施しました。当日は、長野県、関係市村並びにJ A全農長野様と協力し、特設ブースにて県産のブドウを配布したほか、アンケートや抽選会、大型モニターによる観光プロモーション動画の放映などを通じて、多くの方々に松本地域をP Rすることができました。

こうした観光事業を初めとする松本地域の振興を目的としたふるさと基金事業は、関係市

村及び県の出資により造成された基金の運用益を主な財源として展開しております。しかしながら、昨今の金利低下により従来の事業規模を満たす運用益の確保が困難となっておりますことから、今後の事業のあり方については、関係市村や議会とご相談しながら進めてまいりたいと考えており、詳細につきましては、総務民生委員協議会においてご協議をお願いいたします。

なお、7月の臨時会において報告いたしました丸の内消防署のはしご車の事故につきましては、議会を初め圏域住民の皆様方には大変ご心配をおかけいたしましたがおかげをもちまして修理が調い、9月24日に運用を再開することができました。この間、幸いにして火災対応に支障を来すことはなかったものの、今回のことを教訓に運転技術講習などを通じて継続的な再発防止に取り組むこととしております。

それでは、ただいま上程されました補正予算1件、決算の認定1件、専決処分に係る報告1件の計3件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号の令和元年度一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算の主なものといたしましては、平成30年度決算剰余金の確定による繰越金の追加、寄附金の受け入れに伴うものなど、必要な予算措置を講ずるものでございます。補正予算の規模でございますが、一般会計で歳出歳入それぞれ1億45万円を追加し、歳出歳入の予算総額を48億6,242万円とするものです。

次に、議案第2号の平成30年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が44億4,610万円、歳出が42億4,405万円で、形式収支、実質収支ともに2億205万円の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が3,048万円、歳出が1,419万円で、形式収支、実質収支ともに1,628万円の黒字決算となりました。

続いて、報告第1号の令和元年度一般会計補正予算（第2号）は、丸の内消防署のはしご車の修理に関するもので、去る8月8日付で地方自治法第179条の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

このほか、議案以外のものといたしまして、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの1件の報告をしております。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上幸雄） 次に、監査委員から、平成30年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審

査意見の報告を求めます。

上條代表監査委員。

○代表監査委員（上條良久） ただいま指名いただきました監査委員の上條です。

それでは、平成30年度松本広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月8日です。中村監査委員さんとともに審査を行いました。その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書、いずれも法令に定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。また、各基金におきましても、その設置目的に沿って運用されており、適正に管理されているものと認めました。

意見といたしまして3点を申し上げます。

1点目は、経費の節減に努力をされてはおりますが、業務の効率化を目指し、さらなる節減に努めていただくようお願いを申し上げます。

2点目は、全国的に想定外の災害が多く発生していることは皆さんご承知のとおりです。そこで、そのような災害を踏まえ、災害対応力のさらなる強化として、第2次の常備消防力整備に係る中長期構想の具体的な取り組みを進め、住民の安全と安心の確保を務めていただくようお願いを申し上げます。

3点目に、団塊の世代の皆さんが後期高齢者となり、介護認定審査判定件数の増加が見込まれることから、介護認定審査体制充実への取り組みを進めていただくようお願いを申し上げます。

以上を申し上げます、決算審査意見の報告といたします。

○議長（村上幸雄） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明があり、また、代表監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

---

## 日程第8 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（村上幸雄） 日程第8、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、16番、上條美智子議員、18番、池田国昭議員の以上2名であります。

初めに、上條美智子議員の発言を許します。

16番、上條美智子議員。

○16番（上條美智子） 皆さん、こんにちは。

私は上條美智子と申します。よろしくお願ひいたします。

公明党の上條美智子でございます。

発言の機会をいただきましたので、通告に従い、一部私見を交え質問いたします。

初めに、このたびの台風19号被害により亡くなられた皆様に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に対しましてお見舞いと一日も早い復興を心からご祈念申し上げます。

それでは、質問に入ります。

平成27年版消防白書によりますと、全国の消防局に対する総通報件数は841万5,385件。そのうち加入電話からが338万7,805件、携帯電話307万5,877件、IP電話195万1,703件で、携帯電話からの通報が全体の36%を占めるという結果が出されています。こうした方々の中には、インターネットやメール、ファクスといった文字からしか情報を得られない方々が一定数おられることは、想像に難くありません。

厚生労働省の資料によりますと、聴覚・言語機能障害者として障害者手帳を取得している人は、全国で約32万人とされています。

そこで、最初にお伺いしますが、松本広域消防本部では、聴覚・言語機能障害者として障害者手帳を取得されている方がどのくらいおられるのか把握されていますでしょうか。その場合、何人おられるのか人数をお聞かせください。

また、緊急通報システムの音声以外の通報代替手段について、現在の取り組み状況をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（村上幸雄） 塩原消防局長。

○消防局長（塩原久典） 初めての登壇でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの上條議員のご質問にお答えいたします。

まず、管内における聴覚・言語機能障害者として把握している方は、令和元年10月末現在で1,289人となっております。

次に、音声以外の通報代替手段として、現在ではインターネットとファクスからの通報が挙げられます。特にインターネットによる通報は、現行の通信指令システムを導入した平成

26年3月から全国的にも先進的な取り組みとして対応しております。これは、聴覚・言語機能障害の方が松本広域消防局のウェブサイトスマートフォンなどでアクセスし、災害情報を通報するWeb119というサービスで、利用者情報を事前に登録していただくことで迅速な出動が可能となっております。現在84名の方が登録し、この5年間で12件の通報に対応いたしました。

また、ファクス通報では、関係市村の福祉部門やホームページなどを通じて、該当者に専用のファクス用紙を事前に配付しております。

以上でございます。

○議長（村上幸雄） 16番、上條美智子議員。

○16番（上條美智子） お答えをいただきました。

松本広域消防本部では、ファクスでの通報や全国消防本部に先駆けた機能を持つWeb119緊急通報システムの運用がされ、聴覚・言語機能障害をお持ちの方々への配慮がされてきている現状がわかりました。

この夏、聴覚障害者の皆さんと懇談する機会をいただきました。そこでは、日常生活の中で困っていることや、これからの生活にこんなサービスがあればいいのといった身近な課題や問題について、忌憚のない意見が交わされました。

その中に、病気や事故などの緊急時の通報手段についての要望があり、聴覚・言語機能障害者の皆さんは、電話で通報しても相手の音声聞こえないため、メールやファクスで通報しますが、言葉での直接的なやりとりではないため、意思の疎通ができなくて困っているとのことでした。

総務省消防庁聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術に関する検討会報告書では、携帯電話、スマートフォンの機能を活用した新しい取り組み、全国どこからでも最寄りの消防本部にアクセスできるパケット型緊急通報システムの技術要件の詳細化等、平成23年度以降に議論すべき課題として提言し、平成27年度までに6回の検討経緯の中で、119番通報の多様化に関する検討会では、Net119緊急通報システムとして、最低限果たすべき技術的条件仕様の策定が挙げられました。

そして、消防庁では、平成29年3月28日、会話に不自由な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム、Net119緊急通報システムの導入について通知を発出しています。

このNet119緊急通報システムでできることは、事前に自宅やよく行く場所の住所を登

録することで、簡単に通報場所を伝えることができます。また、GPS機能によって、旅行など外出先からの通報でも、素早く通報場所を特定して知らせることができます。さらに、消防本部とのチャットが、定型文機能によってなるべく文字入力によらないやりとりができます。通報練習では、消防本部へ通報が送信されない状態で、実際と同じ操作の練習を行うことができます。

現在、松本広域消防本部で運用されているWeb119緊急通報システムでは、圏外から通報した場合、一旦松本広域消防本部で受け取り、そこから通報者のいる最寄りの消防本部へ送信するということで、若干の手間と時間的ロスが発生します。

今回、消防長発出のNet119緊急通報システムは、Web119緊急通報システムをより進化させたシステムと言えます。全国では既に運用を開始しているところもあり、総務省によりますと、今年の6月の時点では、726本部中168本部が導入済みで、2020年度までに導入予定の消防本部が578本部あり、長野県内では9か所の広域消防本部で導入を予定しています。残念ながら松本広域消防本部は今のところこの中に入っておりません。

そこでお伺いします。

Net119緊急通報システムについての認識と、時期を含めた導入のお考えについてお伺いをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（村上幸雄） 塩原消防局長。

○消防局長（塩原久典） 上條議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、当消防局で5年前から導入しているWeb119が、あくまで当消防局のシステムを経由した、いわゆる地域型のサービスであることに比べ、Net119は全国の消防本部をインターネットを介して直接連携させるもので、全国どこにいても同様のサービスを即時に利用できるという点で、当消防局もNet119の導入を進めることが望ましいというふうに考えております。

しかし、現在の当局の登録者の中には、新たにスマートフォンをご用意いただくなど、乗りかえに伴う費用負担が発生する可能性があること、また、当局としても初期導入経費とランニングコストが発生してくることなど課題もございます。

したがって、今後課題を整理しながら、導入時期もあわせて検討してまいります。

以上です。

○議長（村上幸雄） 16番、上條美智子議員。

○16番（上條美智子） お答えをいただきました。

利用者の負担や課題はあるものの、導入の方向で検討という前向きのご答弁をいただきました。

佐久及び諏訪広域消防本部では、この10月1日、Net119緊急通報システムの運用を開始しています。諏訪広域消防本部のお話では、導入経費については、回線の共有などを初め、なるべく経費がかからない選択方法で、予想を下回る予算で設置できたそうです。また、以前のメール通報登録者66名中、10月1日の運用開始後約1か月で25名が登録され、認知度も高まっているとのことでした。

現在、松本広域圏内の観光客は、年々増加傾向にあり、松本広域消防本部でも緊急通報システムの多様化という観点から、外国語に対応する通報システムを始める方向で進められていることについては評価をいたします。一方で、急速な高齢化の進展に伴い、高齢難聴者も当然増加することが考えられます。私は、こうした方々への配慮も重要だと捉えています。難聴や言語機能に障害をお持ちの方々を初め、高齢難聴者の方にとりましてもこのNet119緊急通報システムは非常に有効な通報手段であり、ありがたいサービスだと言えます。一日も早い導入を強く要望しておきます。

終わりになりますけれども、こういったシステム導入に当たっては、広くまた市民に周知をしていただきまして、より多くの方々にご利用していただければというふうに思いますので、お取り組みを今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（村上幸雄） 以上で上條美智子議員の質問は終結いたします。

次に、池田国昭議員の発言を許します。

18番、池田国昭議員。

○18番（池田国昭） 今回の台風19号、そして一連の第15号以来の風水害に関連して、災害に強い救命救急が行き届いた圏域づくりという観点から、消防行政について質問をいたします。

まず最初に、私のほうからも、今回お亡くなりになられた方々、遺族の方々に、ご冥福とお悔やみを申し上げると同時に、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

大規模災害と松本広域消防局としての対応について。

今回、松本地域においては、幸いにもというか、大規模な被害はございませんでしたが、台風などの風水害につきましては、改めてどのような任務が定められていますか。また、今

回、広域圏内での対応はどのようなものがありましたか。お聞きします。

次に、千曲川の決壊などにより、長野市周辺、上田市、千曲市などで大きな被害となりましたが、応援支援は実施されましたと思いますが、どのような規定に基づいて具体的にどのような活動がされたのかお聞きしたいと思います。

3つ目に、風水害対策として、当消防局に救助用などのどのような装備がございますか。

4つ目に、今回の災害は局所的ゲリラ豪雨による水害ではなく、広い範囲の長時間にわたる大量の降雨の結果で、来年以降、毎年こうした大規模な災害が常態化する可能性が十分に考えられます。今回の被災地域での現地消防局の活動、教訓などを踏まえて、当広域連合消防局としてはどのような対策、どのようなことが必要と考えているのかお聞きしたいと思います。

次に、大きな2つ目に、消防職場における人事評価制度の実施状況と課題についてお聞きします。

松本広域消防局における人事評価の実施状況と、処遇反映に関する今後の見通しなどについてお伺いします。

改めて質問いたしますが、当松本広域連合消防局の中で、人事評価の目的は何ですか。また、その目的について文書化されたものがありますか。その目的の中には、処遇反映が含まれておりますかお聞きします。

2つ目に、含まれてもしいないとすれば、処遇反映はこの人事評価制度の設計の中でどのように位置づけられておりますか。

3つ目に、処遇反映についての設計、実施の進捗状況についてお伺いします。

4番目に、また、全職員を対象とするこの処遇反映は、今のところいつから実施する予定ですか。

最後の5番目で、また、処遇反映の中で、手当への反映はどのように予定をされているかお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（村上幸雄） 塩原消防局長。

○消防局長（塩原久典） ただいまの池田議員の質問にお答えいたします。

初めに、風水害については、松本広域連合消防計画の中で、風水害等警防計画を定めておりまして、台風の接近が予想されるような場合には、必要により3段階に分けて職員を招集することになっております。今回の台風19号の接近に当たっては、松本広域管内での被害発生が予想されたため、非番職員を招集した第2段階での人員体制とし、河川の巡視など警戒

活動に当たりました。

次に、県内で大規模な災害が発生し、管轄消防本部だけでは対応できない場合には、県内の各消防本部が相互に協力して応援部隊を派遣する協定を結んでいます。今回は長野市が被災本部となったため、松本広域消防局が中心となり、県内の部隊を掌握し、指定された宿営地で野営しながら、4日間にわたる活動を通じ、冠水した医療機関や福祉施設などから174人を救出いたしました。県全体では延べ88隊311人、そのうち松本広域からは25隊93人の職員を派遣しています。

続きまして、風水害に対応する装備についてですが、主に水辺での救助活動に関する器材として、渚、塩尻及び豊科の各消防署の特別救助隊には、それぞれに救命ボートを1艇ずつ配備しているほか、特に豊科消防署には、水難救助用資機材として船外機付の救命ボート2艇及び救助隊員が装備するドライスーツや胴付長靴といった湖沼や河川で活動できる器材を配備しております。

今後の対策等についてお尋ねであります。先ほどの広域連合長の提案説明の中でもございましたが、今年度、消防局庁舎の改修工事を行いまして、あわせて地下の電気設備を浸水から守る対策工事を実施しているところでございます。折しも今回の台風水害を目の当たりにして、消防機能の維持のためには風水害に限ったことではありませんが、継続的に消防施設の危険箇所を見直す努力が必要だというふうに考えております。

続きまして、消防職場における人事評価制度に関する質問にお答えいたします。

初めに、人事評価制度の目的ですが、松本広域連合の人事評価実施マニュアルにおいて明文化しており、職員の人材育成を図ることを主な目的としております。また、職員の仕事を公正、公平に評価し、能力開発、人材育成、組織活性化に役立てるとともに、その評価結果を人事管理全般の基礎として活用することもうたわれております。よって、処遇の反映についても人事管理の一環として活用するものとされているところでございます。

次に、処遇反映の扱いですが、令和3年度から消防吏員階級昇任試験の評価方法の一つとして、人事評価結果を活用していく予定としております。詳細につきましては、本会議消防委員協議会におきましてご報告を申し上げてまいりたいというふうに考えております。

それと、手当についての処遇への反映につきましては、今現在、この制度自体醸成中でございまして、まだ手当に関していつ実施するというようなことは何も決めておりませんので、その内容については今のところお答えできるものがございません。

以上でございます。

○議長（村上幸雄） 18番、池田国昭議員。

○18番（池田国昭） 答弁がございました。

今回の風水害に対していろいろご対応してくださったと、大変お疲れさまでした。敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、先ほど、私、長野県下も含めた全国的な教訓等についてもお伺いをしたんですけども、ぜひ教訓を生かしていただきたいというふうに思います。

それとの関係で、一つだけご紹介とお願いをしたいのは、既に皆さんもテレビでNHKの放映をご覧になった方もいらっしゃるかと思います。「ハッシュタグ台風19号長野県被害」と、このツイッターのサイトがかなり救命活動に効果的だったというふうに言われております。ただ、その番組でも関係者の方がおっしゃっていましたが、それを受けるだけの体制の大変さということがあるというふうに言われました。まさにマンパワーの必要性というふうに言えると思います。今後、ぜひこのSNS対応に関しても検討されることを要望・提案をしたいと思います。

さて、こうした大災害があったとき必ず言われるのが、先ほども申し上げましたがマンパワー、職員体制の問題です。要は職員の方が十分いらっしゃるかどうか。このことは、最近の国内での大災害のたび、そのときには非常に重視されます。地方自治体のあり方として言われるわけですが、喉元過ぎれば熱さを忘れるというのが残念ながらの実態ではないでしょうか。今や災害は忘れたころにやってくるのではなく、忘れないうちにやってくる。このように当広域連合の幹部の方の発言もございました。まさにそのとおりになっていると。

阪神淡路大震災、そして東日本大震災などと比べて、今回の風水害は全国的には台風15号、19、20、21号の関連で、その中でも19号だけに限って見ても、今回災害救助法が適用されたその被災範囲は、13都県317市区町村に上っています。これは、東日本大震災のそれ、241市区町村を上回って、都道府県の数、そして被災面積でも広範囲に大きかったということが明らかになりました。

そこで、この間も連続して問題にはしてきたわけですが、当広域連合の消防職員数は、他の一般職と違って、その充足率、最近では整備率というふうに言うようですが、私はあえて充足率と今後も申し上げます。100%消防機器が充足しているにもかかわらず、それを一斉に全て動かすに当たっての職員が不足しているというのが今の実態です。何のためのハードの100%整備か。いざというときに実際にそれが機能して初めての消防力と言えます。

松本広域連合の消防職員の充足率が前回もこの議会で明らかにしました。平成27年4月1

日現在で64.1%、全国平均が77.4%で、決して高い数字でないにもかかわらず、それよりも13%も低いというのが当広域連合の実態です。以前は90%を超えておりました。

総務省消防庁は、この間おおむね3年に一回実態調査を行ってきましたが、今回は4年経過した今年の4月1日、現在の充足率の調査を各消防本部に求め、既に全国から結果集計がされつつありますが、発表は来年の2月ということです。

そこでお伺いします。

今回の調査にかかわって、当松本広域連合が報告をした今年4月1日現在の消防職員の充足率の数値は幾つになっておりますか。改めてお聞きしたいと思います。

次に、昨年と同種の質問に対する答弁で、この平成27年の消防職員充足率64.1%は、決して低いとは考えておりません。長野県の平均とほぼ同じで、低くはないという、私としては驚くべき見解が示されましたが、果たして低くないと言えるのでしょうか。

ここに、平成27年のときの総務省消防庁消防救急課がまとめたこのときの実態調査の結果報告書がございます。インターネットで載っておりますのでどなたでもご覧になれると思いますが、当時の消防庁のこの発表資料によると、長野県の消防職員充足率64.2%は、全国1都2府43県の中で、富山県と同じ下から5番目にランクしております。改めてこれが低くないと言われる根拠、本当に何なんだと。

また、常備消防力整備にかかわる中長期構想の具体化の一環として、令和元年、本年度、消防力に関する適正配置調査を実施しているということですが、その調査においては消防職員数や消防署の統廃合などが調査項目となっていると思いますが、この調査の進捗状況は、今、どのようになっているか。低いと言えるのかどうかということと同時に、この消防職員の人員増についてはどのように検討されているかお聞きしたいと思います。

次に、人事評価制度の2回目です。

ご紹介をしたいと思います。

当松本広域連合は、松本市の人事評価制度のマニュアルをかなり参考にして設計をしてまいりました。その松本市の人事評価制度のマニュアルによると、当初この人事評価制度の目的は3つあるとはっきり書かれております。1つは人材育成の基本とする。2つ目が職務と評価について共通の認識を持ち、業務の計画的な推進を可能とする。そして、3つ目に適正に評価しその結果を処遇へ公正に反映することを可能とする。これを目的として掲げて、この人事評価制度の設計が行われていました。さすがに現在は、3番目の処遇反映は目的から外されて、先ほど紹介した制度の2つの目的を継続的に機能させる仕組みとして位置づける

というふうになってまいりました。

改めて私も、当松本広域連合のマニュアルを確認したところ、当広域連合では初めからこの処遇反映のことは目的には掲げられておりませんでしたけれども、私はこの処遇反映の中で、とりわけ手当への反映をするかどうかということが大きく問われていると思うんです。

既に当松本広域連合加盟自治体の中には、一般職の方々に人事評価の結果の処遇反映、手当への反映を全ての職員を対象として行っているというところがあるということをお聞きしております。松本市も部課長クラスの手当反映を行い、今年度末、全ての職員を対象に手当反映を行うというふうに進められております。

この手当反映の特徴は、一言で言うと手当総額不変の原則とでも言いましょうか、評価し、手当の引き上げが行われた人の分、その分を引き下げる人を、いわば、語弊があるかもしれませんが、あえて申し上げますと、引き下げる人を探して、その分を宛てがって、支給勤勉手当総額は変えないというこの方式がとられます。

人事評価は絶対評価と言われながら、処遇手当反映がこのように行われるや否や、相対的評価にその質感を変えてしまうと、ランク付して手当の上がる人、一方でその分下がる人、そういう順番と、いわば差別をする仕組みになってしまいます。質的变化が起こるわけです。

そこでお聞きしたいのは、定められたこの法律の中で、人事評価制度は実施しなければなりません、国は必ず手当反映を義務づけているかどうか。また、その義務づけに関して、数値目標の設定をしているのかどうかお聞きしたいと思います。

1回目の質問とも重なりますが、あえてお聞きしたいと思います。

今後も反映させないとも限りませんので、先ほどそれに近い答弁でしたけれども、お聞きしたいと思います。

私は、今後とも行わないと言えないのはなぜなのかということを重ねて、ではお聞きしたいと思います。

また、もう一点、この処遇反映、手当反映をするということが、先ほど来言われた2つの目的との関係で、果たして反映させることがこの目的を進めていく上でどうなってしまうのかと。先ほど紹介があったように、人事評価の目的は、人材育成を主な目的とする。人事管理全般の基礎として活用すると、このように平成29年4月改訂版の当松本広域連合の人事評価マニュアルには書かれておりますが、この目的達成の遂行に役立つと考えるのでしょうか。給与に差をつけることが、本来の消防業務の内容に照らして、私は相入れないというふうに思います。

人事評価制度には全く全てが悪いわけではない面もございますが、この人事評価制度の持続性、継続性、この関係から、手当反映をすることがこの制度との関係で持続していくのかどうか。このことについてお伺いをし、2回目の質問といたします。

○議長（村上幸雄） 塩原消防局長。

○消防局長（塩原久典） 初めに、消防力の整備指針に基づく消防職員の整備数の比率については、前回の答弁から変更はございません。

消防力の整備指針は、全国一律の基準で実施されているもので、松本広域消防局としては10年来職員数を大きく変更しておらず、実態として消防力そのものに対する影響はないものと考えております。

また、整備数の比率が変化した原因については、定例2月議会でもお答えしましたとおりですが、変更後の調査方法が大都市部の規模の大きい消防局によく見られる各部隊の専従体制を念頭に置いた評価方法となったことによるものであります。そのため、全県的にも同様の傾向であるというふうに承知しております。

次に、常備消防力整備に係る中長期構想の具現化に向けて、本年度、外部機関に委託して実施している適正配置調査については、調査結果はまだまとまっておりません。結果については今後の消防委員協議会で報告をさせていただく予定です。

続きまして、松本広域消防局の人事評価の目的と、人事評価結果の処遇反映との関連性についてお答えいたします。

関係市村の処遇反映の状況は参考とはさせていただきますが、各自治体では目的達成のため、それぞれの人材育成基本方針に基づいて対応されているものと考えております。

松本広域連合の掲げる人事評価の主な目的は、先ほども申し上げましたとおり人材育成であり、公平・公正に職員の業務内容を評価していくということは、それぞれの職員の能力開発に必要な作業であるゆえ、適正な評価に基づく処遇への反映は、やる気の向上につながるものというふうに考えております。そうしたことが職場を活性化させ、ひいては任務遂行に役立つものというふうに認識をしております。

先ほどから再三ご質問のあります手当、給与への反映につきましては、平成27年11月定例会以降お答えしておりますとおり、引き続き制度の醸成を図りながら慎重に対応してまいるといふことでございますので、よろしくお願いたします。

内容は以上でございます。

○議長（村上幸雄） 18番、池田国昭議員。

○18番（池田国昭） 引き続き、低くないという認識の根拠に、全県的にも共通しているというお話がございました。

改めて私はこれを読み直してみたら、こういうふうに書いてあります。

調査結果は、消防本部の人口規模別の充足率というのが示されております。人口30万から70万未満、当広域連合はこれに該当しますが、その全国の30万から70万未満のところの平均値が79.2%です。ちなみに長野市は84.2%です。

大事なのは、消防庁がなんでこんな文書を発表したのかと。こういうふうに書かれています。

今回、この報告書をまとめたのは、既に消防局の方もご存じかと思いますが、今回、消防本部ごとの数値を公表するのは初めてだと。施設、人員の整備率向上に向けた議論を進めていただくことを期待するものだというふうに、その目的で出したと言っております。ところが、今の答弁のとおりです。ほとんどというか、変わっていないと。

私は独自に長野県内の調査をしてみました。まず、ご存じのとおり長野県内には13の消防本部がございます。その中で松本広域連合は、長野県の平均以下の6番目、ほぼ真ん中です。長野市は先ほど紹介したように、県下84.2%。この84.2%の長野市は全国平均を上回り、さらに人口規模別平均も上回っております。では、中信地区内に3つの消防本部がありますけれども、北アルプス広域連合はどうかと。県下4番目で69.5%です。木曾広域連合はどうかと。県下5番目で66.3%。いずれも松本広域連合より上で、県平均を上回っています。もちろん分子、分母の関係で出てくる数字ですから、実態をちゃんと反映しているかどうかという点がないわけではありませんが、そのマジックは考慮しないわけでもありませんけれども、でも重要なのは実際に人員が増えているかどうか、4年たってどうなっているかということが問われると思うんです。

調べてみました。

佐久広域連合消防本部、4年前は平成27年63%で、松本広域連合のその下の全県下7位でした。この4年間で8人の職員の方を増やして65.21%に充足率を上げたそうです。県平均、4年前と比べた平均を超えています。北アルプス広域連合消防局、4年前は69.5%でしたが、人員を2人増やし70.9%になり、4年前の3位の飯田広域を上回って4位から3位にランクアップしております。明らかに先ほどの文書の指摘のとおり、職員を増やして充足率を上げているというふうに言えます。全てここに書かれておる数字です。

私は残った時間で、命がけという言葉がありますし、私も全く使わなかったということは

ないんですが、そういう点では軽々しく使ったり言える中身ではないかもしれませんが、その大変さ、そして、局面によっては命をかける。そういう任務を遂行する現場に消防職員の方々がほぼ毎日対面されていると。だからこそ、私は今回もこのことを取り上げました。

思う限りの気持ちを込めて、発言と提案をしたいと思うんです。消防職員の充足率を上げる必要があると。再度、常備消防力整備に係る中長期構想の策定の具体化の中で、増員を図ることを検討すべきと考えますが、お聞きしたいと思います。

次に、人事評価の3番目です。

いろいろ、先ほどちょっと組織の活性化や、やる気向上に給与の反映はつながっていくというふうに言われましたが、さて、果たして本当にそうでしょうかと。いろいろ違った人が、個性を持った人間集団が、ワンチームで力を合わせ、持っている能力を最大限に発揮していく上で、給与で差をつけることが本当に消防行政にとって、救命救急活動にとって役立つのかと、本当に考えていく必要があるというふうに私は思います。

今回、前回、その前と比べ、3回目の連続でこの人事評価制度の問題と同時に消防力の充足率について触れました。最後、重ねて申し上げたいのは、全国各地の数値が来年の2月に発表されるようですが、先ほど紹介したように、この長野県下の中でも増やして引き上げているところがあるんです。長野県の平均、低くはないという認識は、まず改める必要があるということ強く求めておきたいと思います。

そして、実際に人事評価制度とも関係しますが、本当に職員の皆さんが誇りを持って、そしてみずからの安全……

○議長（村上幸雄） 池田議員、時間です。

○18番（池田国昭） そして圏域の皆さんの安全を守るために、どうしたらいいかということを考えて行政を進めていくべきことを申し上げて、質問の最後を終わりたいと思います。

ご清聴、ご協力ありがとうございました。

○議長（村上幸雄） 以上で池田国昭議員の質問を終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

---

○議長（村上幸雄） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

---

### 日程第9 議案に対する質疑

○議長（村上幸雄） 日程第9、議案第1号及び第2号並びに報第1号の以上3件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案3件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時08分休憩

午後 4時50分再開

○議長（村上幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村上幸雄） 最初に、報告事項を申し上げます。

総務民生委員会において副委員長の互選が行われ、竹内秀太郎議員が決定されておりますので、ご報告申し上げます。

---

### 日程第10 委員長審査報告

○議長（村上幸雄） 日程第10、議案第1号及び第2号並びに報第1号の以上3件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、上條 温議員。

○総務民生委員長（上條 温） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件について審査いたしましたので、その結果についてご

報告いたします。

最初に、議案第1号 令和元年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）中、当委員会関係予算につきましては、平成30年度決算剰余金の確定による繰越金の追加などを補正するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、質疑、意見等の主な内容といたしましては、民生費繰越金の内容について質問があり、理事者からは、平成30年度事業計画に基づいて関係市村にご負担いただいた負担金等の剰余金であり、令和元年度に繰り越して精算を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第2号 平成30年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、質疑、意見等の主な内容といたしましては、一般会計において介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の開催件数等について質疑がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（村上幸雄） 次に、消防委員長、西條富雄議員。

○消防委員長（西條富雄） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件及び報告1件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第1号 令和元年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会関係につきましては、寄附金の受け入れに伴うものなどであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成30年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

最後に、報第1号 令和元年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、消防車両の修繕料に伴うものであり、異議なく承認すべきものと決しました。

以上申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（村上幸雄） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号及び第2号並びに報第1号の以上3件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決、認定及び承認されました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和元年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 4時56分閉会